

守ろう農薬ラベル、 確かめよう周囲の状況

「農薬は使用前にラベルを確認、使用後は帳簿に記録」

運動期間

令和6年
6月1日～8月31日

農薬適正使用のポイント

- 農薬ごとに定められた使用方法を遵守
(散布する作物、使用量(希釈倍数)、使用時期、総使用回数を厳守)
- 「止水期間」や「被覆」等、使用上の注意事項を遵守
- 住宅地に近接する農地で農薬を使用するときは、事前に周辺住民に周知
- 飛散防止のため、風の強さ・向きに十分注意
- 農薬の使用記録をつける
- 調製時及び散布時は、専用保護マスク、手袋、防除衣を身につける
- 余った農薬は河川、用水路、下水等に流さない
- 使用後の防除器具等の洗浄を徹底
- 農薬は専用保管庫に鍵をかけて保管

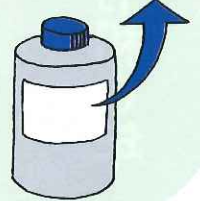
農薬ラベルをよく確認しましょう

農薬の飛散防止に努めましょう

1 使用前に農薬ラベルをよく確認しましょう

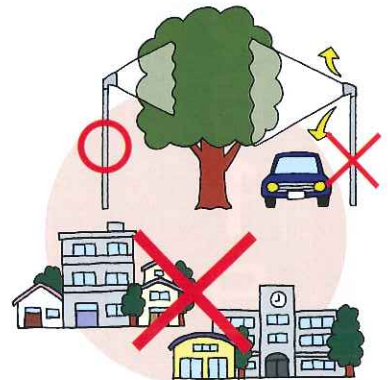
- 使用する農薬の登録番号（農林水産省登録第〇〇〇号）または特定農薬であることを確認しましょう。
なお、農薬として登録されていないのに「虫がよりつかない」「病気がなおる」等の効果をうたっている資材は使用できません。
- 使用する前に、農薬の容器や包装のラベルの表示内容をよく読み、使用する作物・病害虫に登録があることや、最終有効年月を過ぎていないことを確認しましょう。農産物を市場や農産物直売所へ出荷するだけでなく、他人へ譲渡する、自ら利用する生産者も必ず農薬ラベルを確認することが必要です。

農林水産省登録
第〇〇〇号



2 農薬の飛散防止に努め 住宅地等の周辺での農薬散布を控えましょう

- 周辺の生産者に対し、散布の事前周知を行うとともに、飛散防止措置を行いましょう。
- 住宅地や学校、公園等に近接する農地ではなるべく農薬を使用しない管理を心がけましょう。やむを得ず散布する場合も、周辺住民への事前周知や飛散防止措置に努めるなど、十分な配慮をしましょう。



3 農薬の適切な保管管理を徹底しましょう

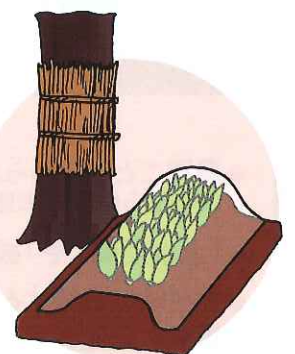
- 誤用・誤飲を防ぐため、農薬の他の容器への移し替えは行ってはいけません。
- 盗難や事故防止のため、農薬は鍵のかかる保管場所で管理しましょう。



鍵の保管もしっかりと

4 防除器具等の適正使用・管理、 空容器等の適正処理を行いましょう

- 農薬の使用前には防除器具の点検を行い、正常に作動すること及び、十分に洗浄されていることを確認しましょう。
- 農薬の使用後は防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭ノズル等、残留の可能性のある箇所を十分に洗浄しましょう。
- 空容器等農業用廃プラスチック類は、各地域のルールに従い、適正に処理をしましょう。



5 環境負荷の軽減を図りましょう

- 抵抗性品種の導入や栽培管理・施肥技術の改善、天敵を利用した防除等を組み合わせることで薬剤使用の低減を図り、環境にやさしい病害虫防除に努めましょう。